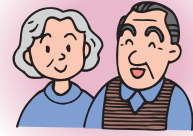


長寿医療（後期高齢者医療）制度

長寿医療制度について、国において見直しが行われ、次の問題点が改善されました。

1. 現役並み所得者の判定基準の見直し
2. 75歳到達月の自己負担限度額の特例



1. 現役並み所得者の判定基準の見直し

医療機関での窓口負担の割合が「3割」となっている人のうち、下記の主要要件に該当する人は、申請により、「1割」に軽減されます。

《要件》

- ①同じ世帯に、長寿医療制度の被保険者は1人だけである。
- ②同じ世帯に、70歳～74歳の人がいる。
- ③同じ世帯の70歳以上の人の、収入（*）の合計額が520万円未満である。
* 収入…前年（平成19年）の所得税法上の収入金額（退職所得にかかる収入金額を除く）で、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などの控除金額を差し引く前の額。

すべての要件に該当する人は、次のものを持参のうえ、担当窓口申請してください。

<申請に必要なもの>

- ①被保険者証 ②印鑑 ③平成19年中の収入がわかるもの（確定申告書の写し、給与源泉徴収票など）

2. 75歳到達月の自己負担限度額の特例

長寿医療（後期高齢者医療）制度「75歳到達月における自己負担限度額の特例」が創設されました。

医療保険制度においては、同じ月内に支払った医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。75歳到達月については、75歳到達前の医療保険制度（国民健康保険、被用者保険など）と75歳到達後の長寿医療制度の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの制度で自己負担限度額までの負担が必要であり、これまでは自己負担が最大で2倍になる可能性がありました。今回、75歳到達月の自己負担が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の2分の1とするよう法改正がされました。

【実施時期】 平成21年1月の年齢到達者より実施。

なお、平成20年4月～12月の年齢到達者で今回の改正内容に該当する人にも、さかのぼって適用される見込みです。

（例）自己負担限度額一般の場合

改正前	4月	5月	75歳年齢到達日	6月	7月
国保 （健康保険）	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円			
長寿医療 （後期高齢）			自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円	
	44,400円		88,800円	44,400円	

改正後	4月	5月	75歳年齢到達日	6月	7月
国保 （健康保険）	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円			
長寿医療 （後期高齢）			自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円	
	44,400円		44,400円	44,400円	

後期高齢者医療保険料納付証明書を発行します

平成20年中に納付された後期高齢者医療保険料については、平成20年確定申告において、納付された人の社会保険等控除の対象となります。

特別徴収(年金天引き)された額については、社会保険庁等の年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に金額が記載されます。

普通徴収(納付書や口座振替による納付)分につきましては、納付保険料総額を記載した「納付証明書」を、小郡市が発行、送付します。発送時期は1月下旬の予定です。

皆さんの質問にお答えします(保険料関係)

Q1. 督促状が届いた。国民健康保険税は口座からの引き落としにしていたのだけど？

平成20年4月から、老人保健制度に代わって後期高齢者医療制度が始まりました。後期高齢者医療保険料は国民健康保険税と税(科)目が違いますので、口座振替を希望する人は改めて手続きが必要になります。

Q2. 後期高齢者医療保険料は年金から引かれるのではなかったの？

保険料は原則として、特別徴収(年金天引き)されます。年金受給額が年額18万円以上の人で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金受給額の1/2以下の人は、年金から保険料が天引きされます。これに該当しない人は、納付書や口座振替で納付することになります。また年度途中で75歳到達の人は、年金天引きがすぐに開始されず、納付書や口座振替での納付になります。

Q3. 妻の保険料は年金から引かれているが、夫の社会保険料控除の対象になる？

税の申告における社会保険料控除は、申告者本人が支払った保険料額が対象となります。妻が特別徴収(年金天引き)によって支払った保険料は、年金受給者本人が支払ったこととなりますので、夫の社会保険料控除の対象にはなりません(妻本人の申告で対象になります)。今まで世帯主として国民健康保険税を納めていた人など、こういったケースで控除額が減少し、結果的に税金が高くなる場合があります。このような不都合が生じることから、国は平成20年7月に見直しを行い、一定条件を満たす人は、保険料の支払い方法を年金天引きから口座振替に切り替えることができるようになりました。その条件は、次の通りです。

①国民健康保険税を確実に納付していた人(本人)が口座振替により納付する場合

②年金収入180万円未満の人で、連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)の口座により口座振替する場合
上の条件に該当し、口座振替への切り替えを希望する人は、市の窓口で後期高齢者医療保険料納付方法変更申込書と口座振替依頼書を記載していただきます(その際、通帳と金融機関へのお届け印が必要です)。ただし、年金天引きが中止されるまでに2か月以上かかります。

現在、国ではさらに、条件をすべて廃し、年金天引きから口座振替への変更を選択することに、制限を設けない方向で制度改正を検討しています。平成21年4月導入の予定です。

Q4. 口座振替を申し込んだのに保険料が年金から引かれている

上のQ3の中にある、「年金天引きから口座振替への切り替え」は、銀行等での口座振替の手続きだけでは完了しません。金融機関での手続きが出来ていても、市の保険料データ形式が「天引き」から「口座振替」に変更されていないからです。天引きを停止し、支払い方法を変更するためには、市に「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出していただく必要があります。申出書の用紙は、市国保年金課医療・年金係(7番窓口)にあります。通帳をご持参のうえ、手続きをお願いします。

また、申出をしていただいた人でも、年金天引き停止には時間がかかりますので、申出後2度目の年金までは、天引きされてしまう可能性があります。例えば、平成21年4月の年金天引きを停止するためには、1月末までに手続きをしていただく必要があります。

なお、引き続き年金天引きでお支払いをされる人も、何らかの事情で天引きが中止になり、しばらく普通徴収による納付となることがあります。このような場合でも、あらかじめ口座振替の申し込みをしておけば、自動的に口座振替に切り替わり、納付書でお支払いいただく手間や払い忘れの心配もなく便利です。年金天引きの人も、あらかじめ金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしておくことをお勧めします。